

## 千葉県社会福祉法人等産休等代替職員雇用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉県産休等代替職員制度実施要綱（平成11年4月1日施行）第8条の規定に基づき、社会福祉法人等に対し、当該法人等が行う産休等代替職員雇用事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 社会福祉法人等とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条の規定により設立された社会福祉法人（民間保育園、民間認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設及び家庭的保育施設（以下「民間保育施設」という。）にあっては民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された財団法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条の規定により設立された学校法人等、市がその設置を認可した民間保育施設の設置者である法人等を含む。）をいう。
- (2) 産休等代替職員とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 産前産後の休暇をとる職員の勤務を臨時に行う者。
  - イ 療養のため休暇をとる職員の勤務を臨時に行う者。

(経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の経費及び補助額は、次のとおりとする。

対 象 経 費	補 助 額
市長が雇用の承認をした期間の範囲内において、産休等代替職員の賃金に要した額	対象経費の額と5,940円に市長が雇用の承認をした期間の範囲内において産休等代替職員が社会福祉施設等に勤務した日数（4時間以内の勤務は0.5日とする。）を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない方の額

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに、千葉市社会福祉法人等産休等代替職員雇用事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 産休等代替職員費所要額調書
- (2) 当該施設の予算書又は予算見込書

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市社会福祉法人等産休等代替職員雇用事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更交付の申請等)

第7条 第5条第1号の規定による承認を受けようとするとき、及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市社会福祉法人等産休等代替職員雇用事業補助金変更交付申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市社会福祉法人等産休等代替職員雇用事業補助金変更交付決定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

3 第5条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市社会福祉法人等産休等代替職員雇用事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条により報告しようとするときは、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い期日までに、千葉市社会福祉法人等産休等代替職員雇用事業実績報告書(様式第4号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 産休等代替職員収支精算書
- (2) 産休等代替職員任用実績報告書
- (3) 産休の場合にあっては、出産を証する書類
- (4) 産休等取得職員及び産休等代替職員の出勤簿の写し
- (5) 産休等取得職員及び産休等代替職員の賃金支払いの確認ができる書類
- (6) 補助金の交付決定を受けた年度の決算見込書の抄本

(補助金額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市社会福祉法人等産休等代替職員雇用事業補助金額確定通知書(様式第5号)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市社会福祉法人等産休等代替職員雇用事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市社会福祉法人等産休等代替職員雇用事業補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第11条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市社会福祉法人等産休等代替職員雇用事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)によるものとする。

(返還命令)

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市社会福祉法人等産休等代替職員雇用事業補助金返還命令書(様式第9号)によるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月21日から施行し、平成15年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年1月12日から施行し、平成16年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。